

産ヲ管理スル者アラサルトキ又ハ裁判所方未タ失踪ヲ推定セサル  
 モ本人ノ不在ノ爲メ其財産ノ放置セラルトキ又ハ失踪ノ推定中  
 若クハ宣言後ニ失踪者ノ生存ノ確實ト爲リタルトキハ區裁判所ハ  
 利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リテ必要ノ保存處分ヲ命スルコト  
 ナ得

第十六章 身分ニ關スル證書

(解) 出生、婚姻、養子、縁組死亡其他ノ身分ニ關スル證書ヲ  
 調製スルモノハ身分取扱人ナリ而シテ身分取扱人ハ當局者又  
 ハ其代人ノ申出ニヨリテ之ヲ爲スナ常トス  
 人ノ身分ノ法律上ニ關係ヲ有スルトハ余ノ之ヲ言ハザルモ人ノ皆  
 ナ知レル所ナルベシ從テ例ヘバ人ガ婚姻ヲ爲シ得ルニ至リシヤ否  
 ヤ後見ヲ免カレシナ者ルヤ否ヤヲ知ランニハ其年齢ヲ知ラサルベ  
 カラズ而シテ精確ニ之ヲ知ルニハ出生證書ニ依ラサルベカラズ

又婚姻ヲ爲スニ於テハ後見ノトニ在ル男子ハ當然後見ヲ免カラル  
 モ女子ハ後見ヲ免カレシモノト雖トモ夫權ノ下ニ服從セサルベカ  
 ラサレバ其有セシ能力ヲ亡失ス其他死亡ノ如キ又養子縁組ノ如キ  
 讀者ニシテ若シ法律カ規定セル其各々ノ章下ニ就キ今一應之ヲ閱  
 讀スルノ勞ヲ厭ハズンハ則チ之レ等ニ關スル身分ヲ知ルノ必要ナ  
 ルヲ知ルヲ得ン

而シテ此證書ハ證書自身ニテ其効用ヲ爲スモノニアラズ他ノ或ル  
 事ヲ爲スニ際リテ其必要ヲ感スルモノナレバ之ヲ精確ナラシメサ  
 ルベカラズ於是乎、之ヲ一私人ノ爲ス所ニ放任セズ或ル吏員ヲ設  
 ケテ主管セシムルノ必要ヲ見ルナリ

第二百八十九條 出生、婚姻、養子縁組、死亡其他各人ノ身分ニ關  
 スル事件ハ身分取扱吏ノ主管スル帳簿ニ之ヲ記載ス可シ

第二百九十條 張範ニ記載シタル證書ハ公正證書ノ證據力ヲ有ス但

(主管)トハ主トシ  
 テ管理スルノ意ナ  
 リ

(證據力)トハ公信ノ程度ヲ云フ故ニ(證書ノ證據力)トハ證書ガ有スル公信ノ程度ナリ

其形ノ全ク無クナリシ者之ヲ(已滅)ト云ヒ形ハ存セシモ汚穢シ又ハ傷セルモノ之ヲ(毀損)ト云フ

(詐欺)人チシテ錯誤ニ陷ラシム凡ベテノ奸計隱謀策密ナリ

(私ノ書類)トハ公ケナラサル凡ベテノ書付ヲ指稱ス

(訂正)トハ正シ直スヲナリ

違法ノ記載ハ効力ナシ

合式ノ謄本ハ證書ト同一ノ効力ヲ有ス

第二百九十一條 帳簿ノ設備ナク若クハ中絶シタルトキ又ハ其全部若クハ一部ノ毀損シ亡滅シタルトキ又ハ其記載上甚シキ違式錯誤

若クハ脱漏アリテ信用ヲ置ク可カラサルトキ又ハ身分取扱吏ノ詐欺若クハ過失ニ因リテ證書ヲ作ラサリシトキハ證ハ又ハ私ノ書類

ヲ以テ先ツ其實質ヲ證シ且身分上ノ事件ヲ證スルコトヲ得

第二百九十二條 證書ノ訂正ハ裁判ヲ以テスルニ非ザレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第二百九十三條 帳簿ノ調製、證書ノ記載届出ノ手續其他ノ事項ハ特別法ヲ以テ之ヲ規定ス

人事 編終

人事 編終

版

明治二十三年十月十七日印刷  
明治二十三年十月廿三日出版

正價金三十拾錢



編輯兼  
發行者

弓場重光

日本橋區本石町三丁目十六番地

印刷者

内藤祐

京橋區元數寄屋町一丁目一番地

發行所

博文館

東京市日本橋區本石町三丁目十六番地

法學士神崎東藏君校閱 日本之法律主筆宮川大壽君著

### ●日本民法正解

本書は今回公布せられたる民法の財産編、財産取得編、債權擔保編、證據編の全部一千三百十九條を總て一卷に合冊し、各章節目には簡明正確なる註釋を施し、龍頭には標註を加へ、加之本文一般に傍訓を附し何人とも難も民法の眞理を了知するに足る良書なり

●(第三版)  
全部合卷全一冊  
紙數七頁  
正價三拾錢郵稅四錢

### ●日本民事訴訟法正解

附 日本裁判所構成法正解  
本書は今回公布の民事訴訟法の全部及び裁判所構成法の全部を合卷とし、註釋を加へ何人とも難も民事訴訟法の眞理及び手續を了知するに足る良書なり

●(第二版)  
全部合卷全一冊  
紙數四百五十頁  
正價廿五錢郵稅三錢

### ●日本商法正解

本書は今回公布せられたる商法の全部を詳解、標註、傍訓を附したる者にして、就中商業家に必要なる個所は極めて懇篤に解釋を附したるを以て苟くも商業に従事する諸君は何人とも難も一閱せへべき良書なり

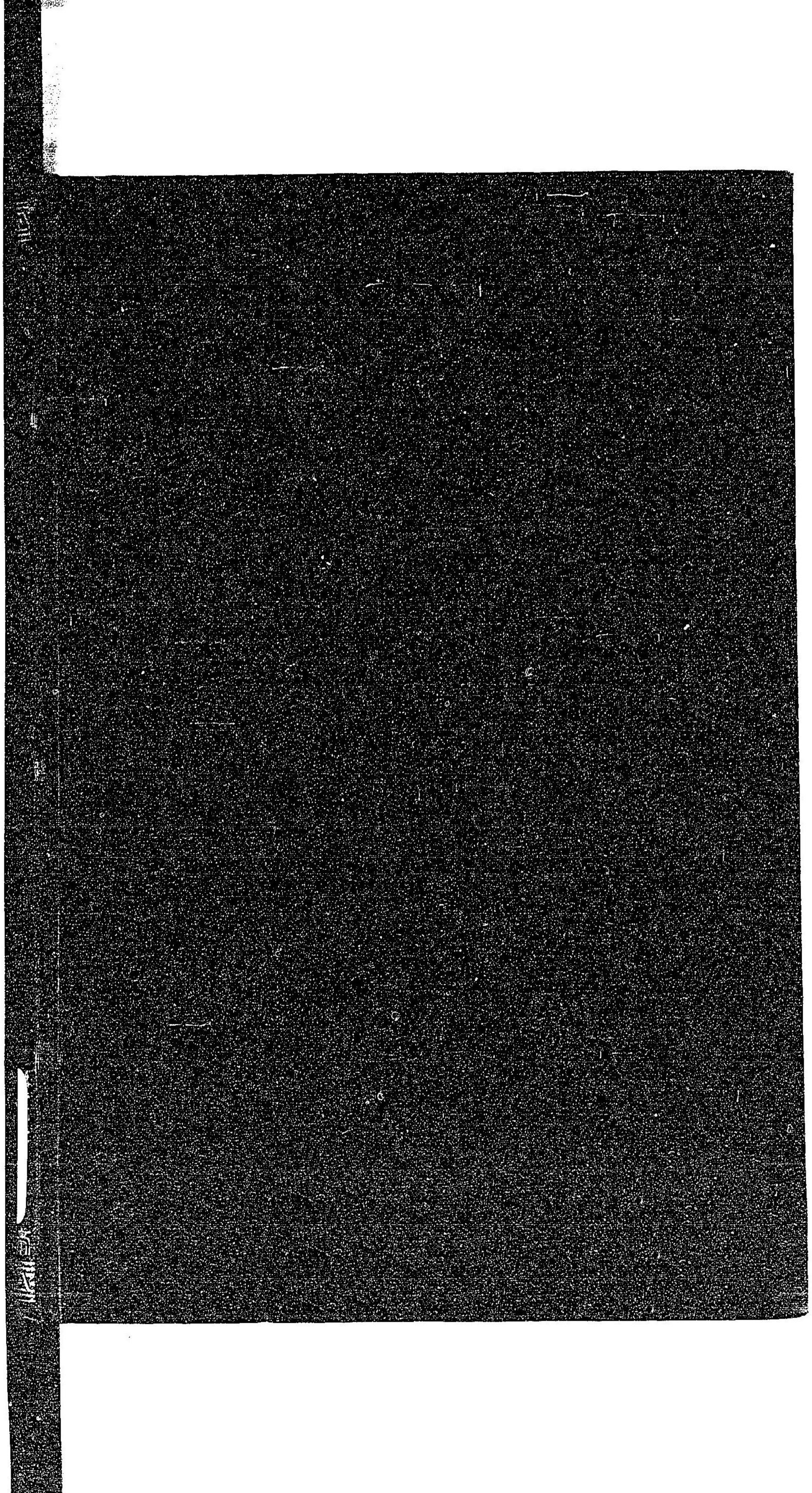
●(第三版)  
全部合卷全一冊  
紙數四百五十頁  
正價廿五錢郵稅三錢

### ●府縣制郡制正解

●(第二版)  
全部合卷全一冊  
紙數壹百頁  
正價拾錢郵稅一錢

23

19



23

69

036705-000-2

23-69

刑事訴訟法正解

宮川 大寿 / 著

M23

BBS-0131



